

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年5月8日(月)午後1時28分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成
2番	吉	川	保	男
3番	曾	束	竹	司
4番	芝	田	清	
5番	岡	井	温	宣
6番	岸	田	正	次
8番	中	村	末	春
9番	田	中	壽	嗣
10番	内	田	孝	司
11番	酒	部	治	雄
12番	辻	本	嘉	亨
13番	西	村	裕	
14番	奥	田	富	和
15番	小	西	義	清
16番	三	宅	美	子
17番	吉	川	隆	
18番	吉	川	倫	子
19番	山	田	光	夫
20番	林		勉	
21番	林		吉	一
22番	曾	束	照	雄

4. 欠席委員 7番 岸 本 勇

5. 会議録署名委員 8 番 中 村 末 春
 10 番 内 田 孝 司

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	武 田 隆 弘
農業委員会事務局	田 口 雄 基
産業課	三 村 明 生

7. 議 事

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について（3 条許可）
議案第 2 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（利用権設定）
議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（所有権移転）
議案第 4 号	非農地証明交付願について（非農地証明）
報告第 1 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について（5 条届出）
報告第 2 号	農地の使用貸借解約通知書について（使用貸借の合意解約）
報告第 3 号	農地法第 18 条第 6 項による賃貸借契約合意解約の通知について（賃貸借契約合意解約）

8. 会議の経過

(事務局長) 定刻より若干、早いですが本日、総会を始めさせていただきます前に吉川保男委員の方から少しお時間をいただきたいとお申し出をいただいております、みなさんよろしいでしょうか。

(各委員) (各委員から「はい」との声あり。)

(吉川保男委員) 吉川保男委員あいさつ

(事務局長) それでは、平成29年第5回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。

本日、岸本委員より欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告の方をさせていただきます。

それでは、開催にあたりまして奥田会長よりごあいさつをお願いします。

(会長) 会長あいさつ

本日の議案は、

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可)
- 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(所有権移転)
- 議案第4号 非農地証明交付願について(非農地証明)
- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(5条届出)
- 報告第2号 農地の使用貸借解約通知書について(使用貸借の合意解約)
- 報告第3号 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について

(賃貸借契約合意解約)

(会長)

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名します。8番の中村委員、10番の内田委員でございます。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可)を議題といたします。事務局説明願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる4月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

1番	藪内委員
9番	田中職務代理者
10番	内田委員
15番	小西委員
21番	林吉一委員
22番	曾束照雄委員

事務局3名と都市整備課1名により実施しております。

議案第1号受付番号17について議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書1ページをご覧ください。審議をお願いいたします。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号17の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第1号受付番号17の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号17に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

続きまして受付番号18について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは議案第1号受付番号18について議案書2ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書2ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしくをお願いします。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号18の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第1号受付番号18の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号18に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

(会長)

全員挙手。よって、許可することに決定します。
続きまして受付番号19について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは議案第1号受付番号19について議案書3ページ
ご覧下さい。内容については記載のとおりです。

(補足説明)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページ
をご覧下さい。

また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いた
しました農地法第3条調書3ページをご覧になり審議をお願
いします。

会長よろしく願います。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号19の案件につきまして、現地調査の
報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

議案第1号受付番号19の説明と現地調査の報告が終
わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ござ
いませんか。

はい、●●委員。

(●●委員)

今の説明を聞かさせてもらいましたらね、●●●さん、●
●●さん、これは親子であって二親等以内ということが理解
できて、なおかつ娘である●●●さんは、●●から日々、農
業に手伝い従事来てるということなんで、その範囲内では、
理解できるんです、この●●●さん、●さんの実家は何して
はりまんねや。

サラリーマン。

(●●●委員)

●●に来て仕事しておく。

(●●委員)

例えばな、それやったらそれで分かるわな、例えば、怪我した病気したやったら、3ヶ月、2ヶ月、病気して来やらへんかったら、何も手伝いもないやんか。ただ単にその田なり、畑を買いたいがためにこういう設定にしたんのちゃうの。設定ちゃうんか。第三者から見たらやで。

そこらどういうふうに●●の農業委員さんなり事務局は理解してはりますねん。

(事務局)

事務局の方としましては、おっしゃられているとおりですね、実態として、農業されているということを確認するがためにですね、●●の農業委員さんの方に実際どのような形でされておるかというような確認をさせていただきました。

農業委員さんに確認しましたら、農業経営、お手伝いの方をされておることが確認できましたので、この本件を受付させていただいたしだいでございます。

(●●委員)

●歳か、●歳やったら子供育てはる最中やと思うんですわな。そんな人が日々、週何回とか来れまんのか現実に。

農業もしてない人が、実家が農家だけということ。

(会長)

あの実はね、現地調査の後の会議の場でもそういった疑問が発生をしました。

今、事務局から説明がありましたように過去でしたら、同居というのが原則でしたが、今、同居の家庭が少なくなり、同じ農業に従事しても別居の生活をしておられる方が多いということで、見直しと拡大解釈で今、事務局が説明したとおり、同一家族でなかったかて親等がクリアできましたならば、そして、ともにその農業に従事されているという今日までの実績があれば、可ということで、実は、我々、現地調査のメンバーは、その辺の把握ができませんので。

(職務代理者)

あっせん、現地調査じゃなく、あっせん。

(会長)

あっせん、どうもすみません。

これ、あっせんの案件でして、あっせん委員会でした、ちよっと記憶間違いで、そして、事務局からも説明がありましたように●●の農業委員さんに今日までの実績はどうでしたということで、●●●●と●●さんが●●から来て、二人でこの南さんの農業に従事をされておりますという裏付けも取れましたので、そういうことやったら、これから今、●●委員の指摘がありましたように体調の問題とか色々、問題がございますが、あくまで今日までの実績という中での判断で、あっせんも合意になったということでございます。

(●●委員)

例えばね、これ投資するような時代というか、預貯金預けても何しても、金利も低いし、投資する物がないですさかいに、仮にですよ、仮に3年、2年契約でね、こういう形で農業を手伝いに来ててね、ここは、将来、10年もしたら市街化になんていうなこと、持っといったらどうや、買っといったらどうやというなね、計画を練ってね、こういうものが出てきたら、やろうと思ったらできますわな、2年間ぐらい、手伝いに来といて、従事しといて、農業委員さんによう来たはりますで、よう手伝ってはりますで、一緒にやったはりますわという形を作っといて、例えば、良い農地があって市街化にでもなると10年も5年も、ほな●歳ぐらいやったら、わしの親の代になってるぐらいの年代になったら、ものすごいごっつい財産になるでというようなことでね、普通、農地持ってない人が親と組んだら農地が買えるなんて、おもしろい話ではないですか、おかしい話ではないですか、今後、将来的に出てきませんか。そんなケース。

(会長)

まあそら考えられることなんですけども、あくまでこれは共有物件ということで、この人の分も持分2分の1となっておりますけども、将来、これがお母さんが100%で取得されて、次に長女、1親等ですので、相続でこれ全部貰おうとい

(会長)

うことになりますので、これからのその土地の所在は、どうあるかということ、今の段階で予測というか相続であったら当然これ取得できる相続受ける立場の方ですので、そらやっぱり同じような考え方で、出資しなくても2分の1持たなくても、これ100%、他にも土地もお持ちですので、この人はその遺留分を貰える立場ですので、そこらまで考えるというか問題にすることではなかろうかなと思てましてね。

(●●委員)

この件を持ってね、問題とかどうとかいうじゃなくてね。これを後々のね、これを真似してしはる人が出てくるかもしれまへんやろな。

会長が言わはるけど、相続となってきたらね、我々、相続人が何人いるのか分からへんと会長の話聞いてたら、まともな話ですわ、こうなんやから仮に一町ある分の1反なり、貰えるねんでやと、そうなってきたね、今これ案件として二親等以内の者が持てるということで、これは二親等の書類ができてるねんさかい、会長が言わはるように、もし相続ということになってきたら、ここの相続の譲受者を全部あげてもらわなあきまへん。ほんで一年後にこの2分の1を消さはってお母さんの農地にしはりますなんて、余計ずるい話ですやん。

(会長)

私が相続を持ち出したんは、今、出資せんでも、貰おうと思ったら貰える立場の人やからそこまでせんでも、ほしかったら貰えるねんやから、今の法の中では、今後の問題は考慮すべきことではないということで、今日までの実績で判断すべきやというそこまでの。

(●●委員)

農業委員としてはね。

(会長)

はい。

(●●委員)

分かりました、理解できました。

(会長)

よろしいですか。

(事務局長)

今、ちょっと事務局の方からもということで、補足の方をさせていただきますとあっせん委員会ということで、元々、この●●●の●さんの方から農地を売りたいというあっせんのお申し出がございまして、そのあっせんに対して、●さんについては、できれば●●●●を農地の購入の希望をされてた訳なんですけど、近くというようなところで、今回ご紹介をするとあっせんの方で話を進めたいというようなところにいたっただいでございます。

その中であって●●さんとのお会いをさせていただいて、その経営の意識、農業経営はできるのかどうかという確認もしつつ地元の農業委員さんの方にも声掛けをして、今、農業の方と一緒に従事されているという確認も取れましたので、このあっせん委員会としても話を前向きに進めていく、さらにこの農地法の3条の方で許可の手続きを取らせていただくという流れになったきておりますので、今後、●●委員がおっしゃっていただいているように本当に営農の意識があるかどうかのところも重要になってくるかと思えますし、この辺の営農の計画については、十分に事務局の方でも確認の方はしていきたいというふうには、思っております。

(●●委員)

ありがとうございました。

(会長)

他にございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号19に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

続きまして受付番号20について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは議案第1号受付番号20について議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ペー

(事務局)

ジをご覧下さい。

また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書4ページをご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号20の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第1号受付番号20の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号20に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

それでは、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（ 利用権設定 ）」を議題とします。

受付番号23について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号23について議案書5ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧下さい。

利用権の設定については、本日3件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●●委員)

議案第2号受付番号23の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第2号受付番号23の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号23の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号25と受付番号26は、借り手が同じですのでまとめて、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号25について議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

また議案第2号受付番号26について議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページ及び7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●●委員)

議案第2号受付番号25と受付番号26の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第2号受付番号25と受付番号26の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号25と受付番号26の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、議案第3号受付番号3農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（所有権移転）を議題とします。

事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号3について議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

本件につきましては、農地売買支援事業ということで、地主さんの方から京都府農業総合支援センターの方に所有権が移転するというものでございます。

また、今後、センターの方から議案者8ページ右下にございますとおり、取得予定者といたしましては、●●●の●●さんの方に所有権が移転する予定になっておるところでございます。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。こちらも所有権の移転については、本日1件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、説明願います。

(●●委員)

議案第3号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第3号受付番号3の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号3の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、議案第4号受付番号1非農地証明交付願について（非農地証明）を議題とします。

事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号1について議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

本案件につきまして、非農地証明の方の補足説明をさせていただきます。

(補足説明)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、説明願います。

(●●委員)

議案第4号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、宅地として利用されておりました。

(会長)

議案第4号受付番号1の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

議案については、分かったんですけども、参考資料の中の参考のために教えてほしいことがあります。

本文のこの1行目の終わりの方、農知性を失ったものについて行ってるためという農知の「知」が「知る」でしょ、この農知性とは、どういうことなんですか。

それと同時に証明書の交付基準についてというところの一番で自然的荒廃土地であって、自然的荒廃土地とは何を言うんですか。

(会長)

ちょっと、専門的なもんなんです。

(事務局)

1行目の農知性の関しましては、これは単純な漢字の間違えだと思しますので、農地じゃなくなったもの宅地となったものというような意味でございます。

また、(1)の自然的荒廃土地であって、というようなことは、想定されるのが、例えば津波とかがありまして、そういう災害によって、もう農地として利用できなくなったような土地というのが想定されるというところでございます。

(会長)

はい、●●委員よろしいでしょうか。

(●●委員)

分かりましたけれどもね、やっぱり他所の文章やからこっちは、仕方が無いというものの、漢字の間違えを52年からずっと放っておいたというのは、問題です。これだけです。

(会長)

私から一点、税務から見た場合、こういう形で宅地になり、また建物が建ってあった、その辺は、税は実態ということで、固定資産なんかは、徴収されてんのかどやねんな。

(事務局)

固定資産税の方は、宅地ということで課税をされておるということでございます。

(会長)

はい、結構です。

これかなりあるやろね、相続を契機に出てきたり、建て替えやら出てきて、その辺やっぱり、整理はこういう形で申し出があったときに断片的にやって、それでいいもんか。

(事務局長)

あの今回、こちらの方の非農地証明が出てきたのも地目変更を田から宅地に変えたいというようなお申し出に基づいて非農地証明が出ておりますので、そこまでの思いがない方につきましては、そのまま現状、地目としては田、畑という形で残ってる建物というのは、久御山町の中でもあるのではないかなというふうに思われるんですけど、農業委員会の事務局としての台帳としては、なかなかそこまで把握できてないというところはございます。

(会長)

これは、所有者からの申請というか、あったらこういう場で承認を得る、許可を得るということ。

他にございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号1の非農地証明交付とすることについて、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

これで、審議は終わります。これより報告に入ります。

それでは、報告第1号受付番号6農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について（5条届出）を事務局報告願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号6について議案書10ページと11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ペ

(事務局)

ページをご覧ください。

本件については、4月25日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号6の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようなので、それでは、報告第2号農地の使用貸借解約通知書について（使用貸借の合意解約）受付番号4を事務局報告願います。

(事務局)

それでは、報告第2号受付番号4について議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、該当農地の写真の11ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第2号受付番号4の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問が、ないようなので、続きまして報告第3号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について（賃貸借契約合意解約）を事務局説明願います。

(事務局)

はい、報告第3号受付番号2について議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧ください。

本案件につきましては、残存小作の解消というような案件でございます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第3号受付番号2の報告がありました。何かご意見ご

(会長)

質問ございませんか。

あの一点だけ、これ過去に何年か前にその所有者と小作とのトラブルがあって、私もちょっとあっせんに入って裁判うんぬんいうところやから、裁判にも私、参考に出ますというようなことになったるけども、これはもうこうしてあがってくるからには、貸し主、借り主の円満な解決がなされたということ間違いないねんな。

(事務局)

はい。

(会長)

ちょっとトラブったってん。

(事務局)

はい、双方の実印を押していただいて、申請をいただいておりますので、円満に解決されておるという認識でございます。

(会長)

特に、ご意見ご質問が、ないようなので、次に受付番号3を事務局説明願います。

(事務局)

はい、報告第3号受付番号3について議案書14ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第3号受付番号3の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問が、ないようなので、これで、予定した議案と報告は終わります。

午後2時37分 終了